

贈与の基礎講座 その①

～どうしたら贈与は成立するの？～

贈与を行う理由

①財産を配偶者、子供、孫に渡すため

- ・財産を渡して生活の援助
- ・子、孫に喜ばれる

②相続税の節税効果のため

- ・財産を減らすのが相続対策
- ・贈与税の特例を使って多くの財産を移す
- ・うまく使えば相続税率より低い贈与税率で財産を移せる

財産移動、相続対策で手軽に行える手法が贈与です。

贈与ってそもそも何？

贈与はどのような状態になると成立するかご存じでしょうか？
ただ単に贈与を行っても、その贈与が無効であれば贈与を行う意味はありません。

民法549条に贈与についての条文が定められています。

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずる

贈与ってそもそも何？

財産の贈与は「あげます」「もらいます」が成立して初めて贈与と認められます。



「お金あげるね」



贈与が成立



「ありがとう」

あげます・もらいます で必要なこと

その①

わたす側が財産の権利を完全に渡すこと

その②

もらう側が財産を自由に使う（処分する）ことができること

その③

「あげます」「もらいます」が第3者から見ても明確であること

END